

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	指宿市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.ibusuki.lg.jp/main/kyosei/mynumber/mynumber/

執行機関名 指宿市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	指宿市営賃貸住宅管理条例(平成18年指宿市条例第164号)による市営賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第2の項 指宿市営賃貸住宅管理条例による市営賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第1条	指宿市営賃貸住宅管理条例第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第2条 賃貸住宅に入居できる者は、指宿市営住宅の入居要件に準ずるものとし、現に住宅に困窮していることが明らかな者で、別に規則で定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		指宿市営住宅管理条例(平成18年指宿市条例第162号), 指宿市営住宅管理条例施行規則(平成18年指宿市規則第157号), 指宿市営賃貸住宅管理条例, 指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則(平成28年指宿市規則第32号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第4条
②事務の内容	公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第十六条第一項又は第二十八條第二項の家賃の決定に関する事務	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則による家賃の決定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 イ	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第1号で準用する指宿市営住宅管理条例第5条, 指宿市営住宅管理条例施行規則第1条の2
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅法第二条第二号の公営住宅の入居者又は同居者(以下この条において「公営住宅入居者等」という。)に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ロ	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第1号で準用する指宿市営住宅管理条例第5条, 指宿市営住宅管理条例施行規則第1条の2
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ハ	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第1号で準用する指宿市営住宅管理条例第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ニ	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第1号で準用する指宿市営住宅管理条例第5条, 指宿市営住宅管理条例施行規則第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第5号又は第6号
②事務の内容	公営住宅法第十六条第四項(同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則による家賃又は敷金の減額若しくは免除に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第5号で準用する指宿市営住宅管理条例第16条又は指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第6号で準用する指宿市営住宅管理条例第18条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	公営住宅法第二条第二号の公営住宅の入居者又は同居者(以下この条において「公営住宅入居者等」という。)に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 イ	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第1号で準用する指宿市営住宅管理条例第5条, 指宿市営住宅管理条例施行規則第1条の2
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 ロ	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第1号で準用する指宿市営住宅管理条例第5条, 指宿市営住宅管理条例施行規則第1条の2
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 ハ	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第1号で準用する指宿市営住宅管理条例第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号ニ	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第1号で準用する指宿市営住宅管理条例第5条, 指宿市営住宅管理条例施行規則第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第5号又は第6号
②事務の内容	公営住宅法第十九条(同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則による家賃又は敷金の徴収の猶予の申告に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第5号で準用する指宿市営住宅管理条例第16条又は指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第6号で準用する指宿市営住宅管理条例第18条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	公営住宅法第二条第二号の公営住宅の入居者又は同居者(以下この条において「公営住宅入居者等」という。)に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号イ	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第1号で準用する指宿市営住宅管理条例第5条, 指宿市営住宅管理条例施行規則第1条の2
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号ロ	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第1号で準用する指宿市営住宅管理条例第5条, 指宿市営住宅管理条例施行規則第1条の2
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号 ハ	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第1号で準用する指宿市営住宅管理条例第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号 ニ	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第1号で準用する指宿市営住宅管理条例第5条, 指宿市営住宅管理条例施行規則第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第2号又は第3号
②事務の内容	公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則による入居の申込みの受理, その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第5号で準用する指宿市営住宅管理条例第16条又は指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第6号で準用する指宿市営住宅管理条例第18条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	公営住宅法第二条第二号の公営住宅の入居者又は同居者(以下この条において「公営住宅入居者等」という。)に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 イ	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第1号で準用する指宿市営住宅管理条例第5条, 指宿市営住宅管理条例施行規則第1条の2
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ロ	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第1号で準用する指宿市営住宅管理条例第5条, 指宿市営住宅管理条例施行規則第1条の2
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ハ	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第1号で準用する指宿市営住宅管理条例第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ニ	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第1号で準用する指宿市営住宅管理条例第5条, 指宿市営住宅管理条例施行規則第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報
事務5	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号	指宿市営賃貸住宅管理条例第5条第1項
②事務の内容	公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第5号で準用する指宿市営住宅管理条例第16条又は指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第6号で準用する指宿市営住宅管理条例第18条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	公営住宅法第二条第二号の公営住宅の入居者又は同居者(以下この条において「公営住宅入居者等」という。)に係る生活保護実施関係情報	公営住宅法第二条第二号の公営住宅の入居者又は同居者(以下この条において「公営住宅入居者等」という。)に係る生活保護実施関係情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号 イ	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第1号で準用する指宿市営住宅管理条例第5条, 指宿市営住宅管理条例施行規則第1条の2
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号 ロ	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第1号で準用する指宿市営住宅管理条例第5条, 指宿市営住宅管理条例施行規則第1条の2
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号 ハ	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第1号で準用する指宿市営住宅管理条例第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号 ニ	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第1号で準用する指宿市営住宅管理条例第5条, 指宿市営住宅管理条例施行規則第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報

事務6	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号	指宿市営賃貸住宅管理条例第6条第1項
②事務の内容	公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	指宿市営賃貸住宅管理条例による事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第5号で準用する指宿市営住宅管理条例第16条又は指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第6号で準用する指宿市営住宅管理条例第18条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	公営住宅法第二条第二号の公営住宅の入居者又は同居者(以下この条において「公営住宅入居者等」という。)に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 イ	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第1号で準用する指宿市営住宅管理条例第5条, 指宿市営住宅管理条例施行規則第1条の2
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 ロ	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第1号で準用する指宿市営住宅管理条例第5条, 指宿市営住宅管理条例施行規則第1条の2
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 ハ	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第1号で準用する指宿市営住宅管理条例第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号ニ	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第1号で準用する指宿市営住宅管理条例第5条, 指宿市営住宅管理条例施行規則第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報
事務7	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 10 号	宿市営賃貸住宅管理条例第18条
②事務の内容	公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務	指宿市営賃貸住宅管理条例による明渡しの請求に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 10 号	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第5号で準用する指宿市営住宅管理条例第16条又は指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第6号で準用する指宿市営住宅管理条例第18条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	公営住宅法第二条第二号の公営住宅の入居者又は同居者(以下この条において「公営住宅入居者等」という。)に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 10 号イ	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第1号で準用する指宿市営住宅管理条例第5条, 指宿市営住宅管理条例施行規則第1条の2
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 10 号ロ	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第1号で準用する指宿市営住宅管理条例第5条, 指宿市営住宅管理条例施行規則第1条の2
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 10 号 ニ	指宿市営賃貸住宅管理条例施行規則第3条第1号で準用する指宿市営住宅管理条例第5条, 指宿市営住宅管理条例施行規則第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う指宿市営賃貸住宅の入居者又は同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--